

令和6年第6回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年6月28日（金）午後2時00分から午後2時30分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	黒渕 浩人
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

2 番	今井 久夫
8 番	高林 敬子

6. 議 事

- ・議案第22号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和6年第6回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番 今井 久夫 委員、8番 高林 敬子 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第22号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は下浜地区です。清水委員よろしくお願いします。

清水委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、下浜地区で、市道湖岸通り線を下諏訪方面に進み、岡谷南高校グラウンド手前の塚間川沿いを左折し、しんやま接骨院より2本目の路地を左折した住宅地の中にある畑です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

岡谷田中小学校の先生より児童の農業体験のために借用できる農地はないかと農林水産課に問い合わせがあり、農地バンクで探したところ、学校から徒歩5分程度のところに畑の登録があったため紹介しました。後日現地を確認し、お借りしたいと再度連絡があり、所有者に意向を確認したところ、使用貸借での貸借可能として確認が取れたため、農地法第3条による許可申請を行いたいということです。借入期間は2年間で使用料は無しということです。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。土地の利用状況ですが、既に整備されていました。マルチも張っており、すぐ植えられるようになっていました。隣接地への境界確認ですが、擁壁等で明確になっていました。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま清水委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番ですが事務局から訂正があります。

後藤主任 2番ですが、訂正をお願いします。地図の見出しですが、譲受人と譲渡人が逆に

なっていました。

議長 訂正よろしいでしょうか。それでは、2番、地区は小井川地区です。小口委員よろしくをお願いします。

小口委員 説明いたします。申請地の場所ですが、市道小井川東町線を国道20号方面に進み、長野銀行岡谷北支店の角を右折し、大和興業(株)を右折して正面の畑です。周辺は事業所、住宅街になっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。申請地は譲受人の農地に隣接しており、畑になっております。また、申請地の北側は譲渡人の農地で垣根等により明確になっていました。埋蔵文化財はありません。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第22号は以上です。続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について1番、地区は小井川地区です。小口委員よろしくをお願いします。

小口委員 説明いたします。申請地の場所ですが、先ほどの議案第22号2番に隣接する農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。譲受人の社員1名立会いのもと現地確認を行いました。境界については、西側及び北側は既存擁壁とコンクリート杭、東側は既存フェンスと木柵等で明確になっていました。また、南側の隣接地との境は縁石を設置するとのことです。なお、東側の既存フェンスを6m撤去し駐車場出入口とし、敷地は若干盛り土を行い舗装するとのことです。隣接地所有者には駐車場として使用する旨を伝えており了承を得ているとのことです。排水計画ですが、雨水は浸透枡を設け、申請地の土砂が沈殿枡に流入するようにし隣接地に直接流入しないようにするとのことです。なお、駐車場は申請地の東側にあるアパートの入居者向けの駐車場として使用するとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番ですが事務局から訂正があります。

後藤主任 議案書の転用目的ですが、正しくは休憩所・トイレ敷地ですので訂正をお願いします。

議長 訂正よろしいでしょうか。2番地区は花岡地区です。山岡委員よろしくをお願いします。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、旧道を入り、(有)丸中清水屋手前を中央道芝原霊園方面に上る途中左側にあり、宅地と農地が混在している地域です。先月に議案第19号で申請のありました隣接地です。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人と譲受人の社員2名が立ち会いました。申請地は、先月説明しました中央自動車道花岡架橋床版取替工事に伴う作業員の休憩所及びトイレを建設するための用地借用で、借用期間は令和10年12月31日までです。契約終了までには土地上のすべての設置物を撤去し、原状に復帰させて貸主に返却するとのことです。休憩所予定地は市道と約1m段差があり大型土のうで高さ調整をし、鉄板を敷き、その上に休憩所及びトイレを設置するとのことです。境界はコンクリート柱や石積みで明確になっていました。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。申請内容に関して、隣接地関係者から了解を得ているとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま山岡委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくをお願いします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、県道下諏訪辰野線を南下、川岸小学校を山側方面に進み、県営中尾団地の南側に位置し、新倉区との境にあります。周囲は川沿いに農地が続いております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

譲受人の父所有の農地を借り受け、息子夫婦が住宅を新築するとのことです。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人と譲渡人と譲受人が立ち会いました。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は南向きの傾斜地に位置し、北側は農地、東側は市道、南側は譲渡人所有の農地、西側は水路に接しています。境界は、市道との境はコンクリート柱、南側及び北側の農地はのり下が境となっております。北側の農地所有者とは境界の確認済みとのことでした。土地の形状変更の概要ですが、現地は面積が広く、特に手を加えることなく住宅建設が可能なため、形状変更の予定はないそうです。排水計画ですが、雨水については敷地内の地下浸透、雑排水は岡谷市公共用下水道に接続するとのことです。なお、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は横川地区です。山田委員よろしくお願いします。

山田委員 説明いたします。申請地の場所は、国道20号バイパスを下諏訪方面に進み、出早信号機を右折し、市道を500mほど南に進み、横河川に架かるもみじ橋の手前右側の農地です。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。申請地は北側が田、東側が市道、西側が馬入れ、南側が譲渡人の親が所有する宅地に接していました。それぞれ境界にはコンクリート柱、プラスチック杭等が入っていましたが、一部南側の土地で境界が入っていない箇所があるため聞き取りをしたところ、南側は譲渡人の親が所有するため今回同時に購入して住宅敷地として一体利用する計画があり、また、地積測量図も作成されていて境界は明確になっていました。当該土地は東側道路より低いいため北側農地と同じ高さにするため1mほど盛り土をし、また、西側ののり面は土留めをして北側農地から3m離して建築し、市道からの進入路としての駐車スペースを設けるとのことです。排水計画ですが、汚水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透処理

を行うとのことです。また、北側の農地所有者には境界立会の際に説明をして了解を得ているとのことです。なお、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま山田委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。議案第23号は以上です。

議長 以上をもちまして、令和6年第6回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時30分】

令和6年6月28日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 今 井 久 夫

氏 名 高 林 敬 子